

# 犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定書

那須塩原市（以下「市」という。）、栃木県那須塩原警察署（以下「警察署」という。）及び公益社団法人被害者支援センターとちぎ（以下「センター」という。）は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）及び那須塩原市犯罪被害者等支援条例（令和4年条例第25号。以下「条例」という。）の規定に基づき、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、犯罪被害者等の支援における相互の連携及び協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、犯罪被害者等の心情に配慮し、市、警察署及びセンターが連携及び協力をして犯罪被害者等に接することにより、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図り、もって市民の誰もが安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

## （定義）

第2条 本協定において使用する用語の定義は、条例において使用する用語の例による。

## （連携協力）

第3条 市、警察署及びセンターは、犯罪被害者等からの相談に応じ、連携して支援を推進する必要があると認めるときは、再被害及び二次的被害を生じさせることのないよう、犯罪被害者等に関する個人情報の取扱いについて十分配慮し、相互に連携及び協力の上、適切な支援を行うものとする。

2 市、警察署及びセンターは、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携し、協力するものとする。

## （秘密の保持）

第4条 市、警察署及びセンターは、犯罪被害者等の支援において知り得た個人情報を適正に取り扱うとともに、本協定に基づく犯罪被害者等の支援以外に利用してはならない。

## （協議）

第5条 本協定に定めのない事項で、協議する必要があるとき及び本協定に関し疑義が生じたときは、市、警察署及びセンターが協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を3通作成し、市、警察署及びセンターが署名捺印の上、各自1通を保有することとする。

令和4（2022）年11月17日

栃木県那須塩原市共墾社108番地2

那須塩原市

市長

渡辺美知太郎



栃木県那須塩原市方京2丁目15番1

栃木県那須塩原警察署

署長

江田清



栃木県宇都宮市桜四丁目2番2号

公益社団法人 被害者支援センターとちぎ

理事長

水沼富美男

